# 香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例議案

香川県過疎地域における県税の特別措置条例(令和3年香川県条例第15号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後 改正前 (趣旨)

第1条 略

(特別償却設備設置者に対する課税免除)

第2条 法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から<u>令和9年3月31日</u>までの間に、産業振興促進区域内において省令第1条第1号イに規定する特別償却設備の取得等をした者(以下「特別償却設備設置者」という。)に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる場合の区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号。以下「省令」という。)第1条第1号イに規定する過疎地域の区域又は同号イに規定する特定市町村の区域のうち過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内(以下単に「産業振興促進区域内」という。)において、当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業(法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備の取得等(省令第1条第1号イに規定する取得等をいう。以下同じ。)をした者及び畜産業又は水産業を行う個人に課する県税の特別措置について必要な事項を定めるものとする。

(特別償却設備設置者に対する課税免除)

第2条 法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から<u>令和6年3月31日</u>までの間に、産業振興促進区域内において省令第1条第1号イに規定する特別償却設備の取得等をした者(以下「特別償却設備設置者」という。)に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる場合の区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。

(1)・(2) 略

2~4 略

(申請書の提出)

第4条 略

(1)・(2) 略

2~4 略

(申請書の提出)

第4条 この条例の規定の適用を受けようとする者は、地方税法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の55 (同法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。)又は香川県税条例(昭和29年香川県条例第13号)第47条第1項の規定による申告の期限までに、規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 令和6年4月1日以後に改正後の第2条第1項に規定する特別償却設備の取得等(香川県過疎地域における県税の特別措置条例第1条に規定する取得等をいう。)をした者で改正後の第2条の規定の適用を受けようとするもののうち、同条例第4条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日から起算して1月を経過する日までに到来することとなるものについての同条の規定の適用については、同条中「地方税法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の55(同法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。)又は香川県税条例(昭和29年香川県条例第13号)第47条第1項の規定による申告の期限」とあるのは、「香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例(令和6年香川県条例第一号)の施行の日から起算して1月を経過する日」とする。

## 香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例議案

香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例(平成27年香川県条例第38号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(趣旨)

第1条 略

(事業税の課税免除)

第2条 法第5条第18項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第5条第1項の地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日に限る。次条において「公示日」という。)から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けた認定事業者(同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設及び法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第

(趣旨)

第1条 この条例は、地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。) 第8条第1項に規定する認定地域再生計画に定められた法第5条第4項第 5号イに規定する地方活力向上地域内において、法第17条の2第6項に規 定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って法第5条第 4項第5号に規定する特定業務施設(以下「特定業務施設」という。)を 新設し、又は増設した法第17条の2第4項に規定する認定事業者(以下「 認定事業者」という。)に課する県税の特別措置について必要な事項を定 めるものとする。

(事業税の課税免除)

第2条 法第5条第18項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第5条第1項の地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日に限る。次条において「公示日」という。)から合和6年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けた認定事業者(同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭

97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第6項に規定する中小通算法人にあっては、1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(その者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者5人(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者にあっては1人とし、規則で定める場合にあっては規則で定める人数とする。)以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。)に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合計額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。

(1)~(3) 略

#### 2 略

(不動産取得税の課税免除又は不均一課税)

第3条 公示日から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規 定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であって、 当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日まで に同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消さ れた日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者(そ の者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有してい る者5人(中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者にあ っては1人とし、規則で定める場合にあっては規則で定める人数とする。) 以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。)に係 る当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以 後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から 起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった 場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税につ いては、当該認定事業者が法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施 する者である場合にあっては課税を免除し、当該認定事業者が同項第2号 に掲げる事業を実施する者である場合にあってはその税率は、香川県税条

和32年法律第26号)第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第6項に規定する中小通算法人にあっては、1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(その者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者5人(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者にあっては1人とし、規則で定める場合にあっては規則で定める人数とする。)以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。)に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合計額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。

 $(1)\sim(3)$  略

### 2 略

(不動産取得税の課税免除又は不均一課税)

第3条 公示日から令和6年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規 定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であって、 当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日まで に同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消さ れた日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者(そ の者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有してい る者5人(中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者にあ っては1人とし、規則で定める場合にあっては規則で定める人数とする。) 以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。)に係 る当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以 後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から 起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった 場合における当該土地の取得に限る。) に対して課する不動産取得税につ いては、当該認定事業者が法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施 する者である場合にあっては課税を免除し、当該認定事業者が同項第2号 に掲げる事業を実施する者である場合にあってはその税率は、香川県税条

例(昭和29年香川県条例第13号)第45条及び附則第31項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率にそれぞれ10分の1を乗じて得た率とする。

(申請書の提出)

第4条 略

附 則

(この条例の失効)

4 この条例は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

例(昭和29年香川県条例第13号)第45条及び附則第31項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率にそれぞれ10分の1を乗じて得た率とする。

#### (申請書の提出)

第4条 この条例の規定の適用を受けようとする者は、地方税法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の55(同法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。)又は香川県税条例第47条第1項の規定による申告の期限までに、規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

附則

(この条例の失効)

4 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項(地域再生法(平成17年法律第24号)第17条の2第3項の規定に基づく認定を受ける期限に係る部分(以下この項において「期限部分」という。)に限る。)及び第3条の規定は令和6年4月1日から、改正後の第2条第1項(期限部分を除く。次項において同じ。)の規定は同月19日から適用する。

(経過措置)

- 3 改正後の第2条第1項の規定は、令和6年4月19日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。
- 4 令和6年4月1日以後に改正後の第2条第1項に規定する特定業務施設整備計画の認定を受けた者で同条又は改正後の第3条の規定の適用を受けようとするもののうち、香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例第4条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日から起算して1月を経過する日までに到来することとなるものについての同条の規定の適用については、同条中「地方税法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の55(同法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。)又は香川県税条例第47条第1項の規定による申告の期限」とあるのは、「香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例(令和6年香川県条例第一号)の施行の日から起算して1月を経過する日」とする。

第4号

社会福祉施設等

## 香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年香川県条例第52号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

法令

改正前 改正後 (定義) (定義) 第2条 この条例において「社会福祉施設等」とは、別表第1の左欄に掲げ 第2条 略 る施設又は事業をいう。 (基準の一般原則) (基準の一般原則) 第3条 社会福祉施設等の基準は、この章に特別の定めのあるものを除くほ 第3条 略 か、別表第1の左欄に掲げる社会福祉施設等の区分に応じ、それぞれ同表 の右欄に掲げる法令に規定する基準をもって、その基準とする。当該法令 の改正に伴う経過措置についても、規則で定めるものを除き、同様とする。 2 前項の規定により同項の法令に規定する基準を社会福祉施設等の基準と するに当たっては、本県の実情を考慮して、同項の法令のうち別表第2の 第1欄に掲げる法令の同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。 (指定障害児通所支援事業者の指定を受けることができる者等) (指定障害児通所支援事業者の指定を受けることができる者等) 第16条 次の各号に掲げる法令の規定の条例で定める者は、当該各号に定め 第16条 略 る法令の規定に定める者とする。 (1) 略 (1) 略 (2) 介護保険法第70条第2項第1号及び第115条の2第2項第1号 介 (2) 介護保険法第70条第2項第1号、第79条第2項第1号及び第115条 護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第126条の4の2及び第 の2第2項第1号 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第 126条の4の2、第132条の3の2及び第140条の17の2 140条の17の2 (3) 略 (3) 略 別表第1(第2条、第3条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条、第 別表第1(第2条、第3条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条、第 15条関係) 15条関係)

社会福祉施設等

法令

1~18の2 略

別表第2(第3条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
略			
指定居宅サービス 等の事業の人員、 設備及び運営に関 する基準	第39条第2項、 <u>第53条の3</u> 第2項、第73条の2第2項、 第82条の2第2項、第90条 の2第2項、第104条の4 第2項、第118条の2第2 項、第139条の3第2項、 第154条の2第2項、第 191条の3第2項、第192 条の11第2項、第204条の 2第2項及び第215条第2 項	略	
	略		

1~9の2 略

10 介護保険法第41条第1項に 事業及び同法第42条第1項第 (平成11年厚生省令第37号) 2号に規定する基準該当居宅 サービスの事業

指定居宅サービス等の事業の人 規定する指定居宅サービスの 員、設備及び運営に関する基準

11~18の2 略

別表第2(第3条関係)

略指定居宅サービス第39条第2項、第53条の22年間5年等の事業の人員、第2項、第73条の2第2項、	居宅サービス 第39条第2項、 <u>第53条の2</u> 2年間 5年間 第2項、第73条の2第2項、 近び運営に関 第82条の2第2項、第90条
指定居宅サービス 第39条第2項、 <u>第53条の2</u> 2年間 5年 等の事業の人員、 <u>第2項</u> 、第73条の2第2項、	事業の人員、 気び運営に関第2項、第73条の2第2項、 第82条の2第2項、第90条 の2第2項、第104条の3 第2項、第118条の2第2項、 項、第139条の2第2項、 第154条の2第2項、第192
等の事業の人員、 第2項、第73条の2第2項、	事業の人員、 なび運営に関第2項、第73条の2第2項、 第82条の2第2項、第90条 の2第2項、第104条の3 第2項、第118条の2第2 項、第139条の2第2項、 第154条の2第2項、第191条の3第2項、第192
する基準 の 2 第 2 項、 <u>第1 0 4条の 3</u> <u>第 2 項</u> 、第1 1 8条の 2 第 2 項、 <u>第1 3 9条の 2 第 2 項</u> 、 第 15 4条の 2 第 2 項、第 1 9 1条の 3 第 2 項、第1 9 2 条の11第 2 項、第2 0 4条の 2 第 2 項及び第2 1 5条第 2 項	

附則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 第5号

# 香川県使用料、手数料条例及び住民基本台帳法に基づく都道府県知事保存本人確認情報等に関する 条例の一部を改正する条例議案

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第1条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

	改正後				改正前								
(種別及び金額) 第2条 略						(種別及び金額) 2条 使用料及び手数料の種 略	別及び金額に	は、別表第1	. のとおりとする。				
別表第1 (第2条関係)					別才	長第1 (第2条関係)							
第1表 略					第	L表 略							
第2表 手数料の部					第2	2表 手数料の部							
種別	区分	単位	金額			種別	区分	単位	金額				
1~271 略						1~271 略							
272 大麻草採取栽培者	略			7		272 大麻取扱者免許申		1件	6,700円				
免許申請手数料						請手数料							
273 大麻草採取栽培者	略					273 大麻取扱者登録変		1件	3,200円				
登録変更手数料						更手数料							
274 大麻草採取栽培者	略					274 大麻取扱者免許証		1件	3,200円				
免許証再交付手数料						再交付手数料							
275~598 略						275~598 略							
					Í	<b>肯</b> 考							
略				,		略							

(住民基本台帳法に基づく都道府県知事保存本人確認情報等に関する条例の一部改正)

第2条 住民基本台帳法に基づく都道府県知事保存本人確認情報等に関する条例(平成14年香川県条例第49号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる相定を同表の改正後の欄に掲げる相定に下線で示すように改正する

人の文の文正的の間には、のかんとという文正氏の間には、のかんとに「小木	(17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17)
改正後	改正前

(都道府県知事保存本人確認情報等を利用することができる事務) 第4条 略

#### 別表第2 (第4条関係)

- (1) 大麻草の栽培の規制に関する法律 (昭和23年法律第124号) による 同法第5条第1項の免許又は同法<u>第6条第3項</u>の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- (2)~(16) 略

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(都道府県知事保存本人確認情報等を利用することができる事務)

第4条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の6第1項第2号の条例で定める事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例(平成27年香川県条例第36号。以下「番号利用条例」という。)別表第1の左欄に掲げる執行機関(知事に限る。)が行う同表の右欄に掲げる事務のほか、別表第2のとおりとする。

### 別表第2 (第4条関係)

- (1) <u>大麻取締法</u>(昭和23年法律第124号)による同法第5条第1項の免 許又は同法<u>第10条第5項</u>の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- (2)~(16) 略

## 第6号

# 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び 特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例(平成27年香川 県条例第36号)の一部を次のように改正する。 \*\*の主の光工芸の機に担ばて担定を同志の表正符の場に掲げる担定に下線で

	改正後				改正前
(個人番号の利用等) 34条 略		第4	4条		刊用等) 条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に 掲が行う同表の右欄に掲げる事務とする。
表第1 (第4条関係)		別表	表第	1 (第4条	<b>条関係</b> )
執行機関	事務		軿	行機関	事務
1 略			1	略	
の規定に 付金若し する費用	対する生活保護法(昭和25年法律第144号) 準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給 くは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要 の返還又は徴収金の徴収に関する事務であっ で定めるもの		2	知事	外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号) の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給 付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費 用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって、規 則で定めるもの
2の2~8 略		1 1		D 2 ~ 8	

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 香川県営住宅条例の一部を改正する条例議案

香川県営住宅条例(昭和39年香川県条例第24号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(水道技術管理者の資格)

第34条 略

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)、短期大学(専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)若しくは高等専門学校(以下「短期大学等」という。)又は高等学校若しくは中等教育学校(以下「高等学校等」という。)において、土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、大学を卒業した者については1年6月以上、短期大学等を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者。次号及び第4号において同じ。)については2年6月以上、高等学校等を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(水道技術管理者の資格)

- 第34条 県営住宅の入居者の用に供するために県が設置する水道法(昭和32年法律第177号)第3条第6項に規定する専用水道に係る同法第34条第1項において準用する同法第19条第3項の条例で定める水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。
  - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。 以下「大学」という。)の土木工学科又はこれに相当する課程において 衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、1年以上水 道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

- (2) 大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水 道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、1年6月以上 水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)又は高等専門学校(以下「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校(以下「高等学校等」

(2) 大学、短期大学等又は高等学校等において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、大学を卒業した者については2年以上、短期大学等を卒業した者については3年以上、高等学校等を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

### <u>(3)</u> 略

- (4) 大学、短期大学等又は高等学校等において、工学、理学、農学、医学及び薬学の課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、大学を卒業した者については2年6月以上、短期大学等を卒業した者については3年6月以上、高等学校等を卒業した者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (5) 外国の学校において、次の表の左欄に掲げる課程に相当する課程を、

- という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、 3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であ ること。
- (5) <u>5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する</u>者であること。
- (6) 第1号又は第2号の規定による卒業をした者であって、学校教育法による大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業をした者については6月以上、第2号の規定による卒業をした者については1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する年月数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項に規定する第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (9) 大学、短期大学等又は高等学校等において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科 目を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、大学を卒業した者については2年以上、短期大学等を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者。第11号において同じ。)については3年以上、高等学校等を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

## <u>(10)</u> 略

- (11) 大学、短期大学等又は高等学校等において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、大学を卒業した者については2年6月以上、短期大学等を卒業した者については3年6月以上、高等学校等を卒業した者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (12) 外国の学校において、次の表の左欄に掲げる<u>学科目</u>に相当する<u>学科</u>

それぞれ同表の中欄に掲げる学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ同表の右欄に掲げる年月数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

第1号に規定する課程	<u>大学</u>	<u>1年6月</u>
	短期大学等	<u>2年6月</u>
	高等学校等	3年6月
第2号に規定する課程	略	
前号に規定する課程	略	

- (6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者であること。
- (7) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項に規定する第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (8) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項 に規定する土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、 1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもので あること。

旦を、それぞれ同表の中欄に掲げる学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ同表の右欄に掲げる年月数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

くけエックのバーにすって圧め	2117 21 (0) 2 2 2 8
<u>第9号</u> に規定する <u>学科目</u>	略
前号に規定する <u>学科目</u>	略

(13) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者であること。

#### 附則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第34条第13号の改正規定(「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める部分に限 る。次項において同じ。)及び同項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第34条第13号の改正規定の施行の際現に厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了している者については、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者とみなす。

#### 第8号

## 香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例議案

香川県職員退職手当条例(昭和29年香川県条例第38号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

附則

- 13 平成16年3月31日に国立大学法人法(平成15年法律第112号)<u>附則別表</u>の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等(同法第2条第5項に規定する国立大学法人等をいう。以下同じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。
- 14 旧機関(学校教育法等の一部を改正する法律(令和元年法律第11号)第 2条の規定による改正前の国立大学法人法附則第17条に規定する大学及び 同法附則別表第2の上欄に掲げる国立短期大学を含む。)の職員が、引き 続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国 立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期 間が、当該国立大学法人等の国立大学法人法第35条の2において準用する 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第50条の10第2項に規定す る基準により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算される ことに定められているときは、知事が定める場合を除き、この条例の規定 による退職手当は、支給しない。

附則

- 13 平成16年3月31日に国立大学法人法(平成15年法律第112号)<u>附則別表</u>第1の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等(同法第2条第5項に規定する国立大学法人等をいう。以下同じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。
- 14 旧機関(国立大学法人法附則第17条に規定する大学及び同法附則別表第2の上欄に掲げる国立短期大学を含む。)の職員が、引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の同法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第63条第2項に規定する基準により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、知事が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

# 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例議案

警察職員の特殊勤務手当に関する条例(平成12年香川県条例第56号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

			改正後									改正前				
(特殊勤務 第2条 略	手当の種類	等)					2	2条 (1)~ (7) (8)~	警察师 (6) 災害 (13) 職員	略 警備等手当 略 の特殊勤務	勧務手	当の種類は、 支給される職			,	質は、別表の
別表(第2条	関係)						別。	表(第	2条	関係)						
種類	受給者 の範囲	単位	支	給	額			種	類	受給者 の範囲	単位		支	給	額	
1~6	<del></del>							1~								
7 災害 警備等 手当		日額	ア災害対策基本法(昭和36)年法律第223号)第63条第1項の規定により設定は立れた警戒区域ではこれに準ずる危険なび、 はこれに近ばずる危険なび、 とおいて従事した場合イ災害警備等	害に <u>務</u> た。 たる。 きを きを きた。 を きた。 を きた。 を きた。 を きた。 を りた。 を りた。 を りた。 も も も も も も も も も も も も も も も も も も も	他の災 係る業 従事し	2, 160円 1, 680円 2, 160円			災備当	異然はなよな発箇そに行警難常現大事り災生所のおう備救な象規故重害し又周い災、助自又模に大がたは辺て害遭、	日額	<u>ア</u> 災害警( <u>に引き続</u> <u>日以上従</u> <u>た場合</u>	き2	本法 36年 223 63条 の規 り設 た警 又は いてり	対(去号第定定成こる或災(策昭律)1にさ区れ危に害著基和第第項よれ域に険お警し	1,680円

通信施設	に引き続き2 害	に係る業			
の臨時設	日以上従事し、務に	に従事し	の臨時設し	命救助を除	
置、運用	かつ、いずれた	場合	置、運用	く。) に従	
若しくは		の他の災 1,680円	-	事した場合	
保守又は		に係る業	保守又は	著しく危険	1,680円
鑑識の業		に従事し	鑑識の業	な人命救助	1,00011
務(以下		場合	務(以下)	に従事した	
「災害警」	場合を除く。)		「災害警	場合	
備等」と	ウ 大規模な災 夜	間 1,620円	4	その他の業	840円
いう。)	害に係る業務 昼			務に従事し	010 1
に従事す	に従事した場	2,000,		た場合	
る者	合(ア及びイ		る者	イ 著しく危険な人命救助に	840円
	に掲げる場合			従事した場合(アに掲げる)	04011
	<u>を除く。)</u>			場合を除く。)	
	エ その他の業 夜	間 1,260円	1	2/1 L C (2) \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
	務に従事した昼		-		
	場合	<u>04011</u>			
8~13 略	<u> </u>		8~13 略		
O 10 PH					

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表7の項の規定は、令和6年1月1日から適用する。
- 2 改正後の別表7の項の規定を適用する場合においては、改正前の別表7の項の規定により支給された災害警備等手当は、改正後の別表7の項の規定による災害警備等手当の内払とみなす。

## 第10号

# 財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年香川県条例第27号)第3条の規定により、次の財産の取得について、議会の議 決を求める。

記

1 取得する財産 香川県立アリーナサイネージ設備 一式

2 予定金額 196,680,000円

3 取 得 先 高松市観光通一丁目8番地2

西日本電信電話株式会社香川支店

第11号

## 財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年香川県条例第27号)第3条の規定により、次の財産の取得について、議会の議 決を求める。

記

1 取得する財産 香川県立アリーナ館内ネットワーク設備 一式

2 予 定 金 額 20,746,000円

3 取 得 先 高松市浜ノ町58番6号

三電計装株式会社

第12号

# 財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年香川県条例第27号)第3条の規定により、次の財産の取得について、議会の議 決を求める。

記

1 取得する財産 香川県立アリーナ用器械体操器具及び新体操床マット 一式

2 予定金額 88,440,000円

3 取 得 先 坂出市文京町二丁目1番38号

有限会社キウチスポーツ

第13号

## 財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年香川県条例第27号)第3条の規定により、次の財産の取得について、議会の議 決を求める。

記

1 取得する財産 香川県立アリーナ用スタッキングチェア 一式

2 予 定 金 額 33,990,000円

3 取 得 先 高松市六条町535番5

アカマツ株式会社高松営業所

第14号

## 財産の処分について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年香川県条例第27号)第3条の規定により、次の財産の処分について、議会の議 決を求める。

記

1 売 却 物 件 観音寺市凪瀬町5番1 外9筆

雑 種 地 70,562.00㎡

2 売 却 金 額 922,729,404円

3 売 却 先 東京都台東区東上野 4-12-1 KTビル 2階

株式会社テクノマテリアル